

一般質問回答書

[令和2年第2回(6月)定例会]

質問者	藤井 雅之 議員			
質問順位	質問番号	要旨番号	回答作成部署	総務部 経営企画課
5	1	(1)、(2)		

[質問件名]

1 財政政策について

[質問要旨]

(1) 臨時財政対策債の返済について

当対策債の返済分について流用することなく償還をしていくべきと考えるが見解を伺う。

(2) 創設された「地域社会再生事業費(仮称)」について

地域社会再生事業の太宰府市への配当額をどの程度見込んでおられるのか伺う。

[質問回答]

「財政政策について」ご回答いたします。

まず、1項目目の「臨時財政対策債の返済について」ご回答いたします。

地方交付税は、地域社会に標準的な行政サービスを提供するために必要な財源につきまして、国から地方へ交付されるものであります。

しかしながら、社会保障費の増加や様々な財政需要の増加に伴い、国・地方ともに厳しい財政状況にあり、地方交付税が不足する状況が続いております。

この地方交付税の不足分について、平成13年度から、国と地方の責任の明確化・借入れの透明化の観点から、地方の臨時財政対策債の発行により対処している状況です。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、地方交付税として措置されていますが、本市におきましては、一般財源として取り扱い、臨時財政対策債の償還金などの経費に充てております。

なお、本市では、償還期間を基本的に国が想定する20年間に設定としており償還額が地方交付税措置額とほぼ同等以上であり、

むしろ一部繰り上げ償還等も行っている次第で、他自治体で見られるような返済の先送りや財源の流用等は行っておりません。

次に、2項目めの「地域社会再生事業費（仮称）について」ご回答いたします。

この事業は、国が2月に示した令和2年度地方財政計画によりますと、市町村の地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組み、持続可能な安定的運営を行っていくための財源として創設され、地方交付税全体のうち4,200億円が計上され、市町村分では2,100億円が計上されております。

地域社会再生事業費につきましては、地方交付税として配分されるとされておりますが、人口を測定単位とした上で、①全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費、②非人口集中地区（人口密度4,000人未満）の人口を基本とした指標を使って、人口密度が低く持続可能性の深刻な危機に直面している地域の人口が多い団体の経費を割増しする形で配分されるものです。

これらのいずれも本市にとっては大きな加算とはなりにくいもので、予算総額を考えてもあまり大きな期待はできないものと思っておりますが、貴重な財源として、本市における現在の地域社会の活性化のための取り組みに役立ててまいりたいと考えております。